

「はい、こちら企業の労働110番です」。

今回のお問い合わせは、中小企業の建設業の総務部長でした。

「従業員が来月60歳の定年を迎え、嘱託契約で雇用延長



名北協会相談員日誌 191 これが「企業の労働110番」です

濱野社会保険労務士事務所 所長

社会保険労務士 濱野雄司

エイジフレンドリー指針

針」は正式には「高年齢者の労働災害防止のための指針」といいます。

労働安全衛生法の改正で「高年齢労働者」と明確に指定されており、60歳以上の従業員が対象となりますので従業員が1人

でも60歳以上なら対応が必要です。内容は、

高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理、その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない

とあり、努力義務に格上げされました。

努力義務のため必ず実施しなければならないわけではありませんが、企業には労働者に対する安全配慮義務（労働契約法に規定）がありますし、労災事故が発生すればその保

障が高額になることがあります。

また、新指針への取り組みは「労働災害の減少と安全性の向上」「従業員の定着率向上と人材確保」「企業イメージ・社会的評価の向上」等のメリットが考えられます。



厚生労働大臣の指針には事業者が講ずべき措置として5つの取り組み内容があります。

5つの取り組み

具体的には、

1、安全衛生管理体制の確立等

(1)安全衛生管理体制の確立
(2)危険源の特定等のリスクア

セスメントの実施

2、職場環境の改善

(1)身体機能の低下を補う設備・装置の導入
(2)高年齢者の特性を考慮した作業管理

3、高年齢者の健康や体力の状況の把握

(1)健康状況の把握
(2)体力の状況の把握
(3)健康や体力の状況に関する情報の取扱い

4、高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

(1)個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

(2)高年齢者の状況に応じた業務の提供

(3)心身両面にわたる健康保持増進措置

5、安全衛生教育

(1)高年齢者に対する教育
(2)管理監督者等に対する教育等の実施が必要です。

(令和8年2月10日高年齢者の労働災害防止のための指針公示第1号より)

細かくチェックするには中央労働災害防止協会の「エイジアクション100」チェックリストを活用することも考えられます。

また、自社での対応が難しい場合には、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント、または社会保険労務士に相談することをお勧めしました。

中小企業の場合、労働災害防止対策の内容によっては「令和8年度エイジフレンドリー補助金」の補助を受けることができる可能性があることもお伝えしました。

愛知県下各労働基準協会では「高年齢者安全衛生対策総合支援事業」の一環として、令和8年10月29日ウイंकあいちにおいて「高年齢者安全衛生対策無料セミナー」を実施します。セミナー実施後も後日配信インターネット受講を受付します。お問い合わせ・お申し込みは、当協会総合受付（☎052-961-1666）まで。



1. 中央労働災害防止協会「エイジアクション100」チェックリスト
2. 厚生労働省「エイジフレンドリー補助金」
3. 高年齢者安全衛生対策無料セミナー

イラスト・木村武司